豊田市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、健康政策課及び地域保健課（足助支所内）に配置した自動体外式除細動器（以下、「貸出用ＡＥＤ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定める。

（貸出しの対象）

第２条　貸出用ＡＥＤは、次の各号のいずれかに該当する場合に貸出しを行うものとする。ただし、いずれの場合においても、利用場所は原則として豊田市内とする。

(1)　市の施設に配置されているＡＥＤが、故障等により一時的に使用できなくなり、代替用として備える場合

(2)　市等が主催（共催を含む。）する催事又は行事等

(3)　市等が後援する催事又は行事等

(4)　市民が 10 名以上集まり、かつ、営利を目的としない催事又は行事等
（豊田市職員が業務として参加する場合）

(5)　市民が 10 名以上集まり、かつ、営利を目的としない催事又は行事等
（豊田市職員が業務として参加しない場合）

(6)　市民が 10 名以上集まる催事又は行事等

(7)　その他市長が認めた場合

（貸出しの条件）

第３条　貸出用ＡＥＤの貸出しについては、原則として医療従事者又は救急救命講習を受講した者を、その会場等に配置することとする。

（貸出しの申請）

第４条　貸出用ＡＥＤの貸出しを受けようとする者は、ＡＥＤ借用申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（貸出しの期間）

第５条　貸出用ＡＥＤの貸出期間は、１回の申請につき７日以内（ただし、第２条第１号により貸出しを行う場合の貸出期間は、この規定に関わらず、当該施設に配置されているＡＥＤが使用できる状態になるまでとする。）とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、この限りでない。なお、貸出期間の算定においては、閉庁日を含む。

（貸出しの決定）

第６条　市長は、第４条による借用申請書が提出された場合、これを審査し、貸出しの可否を決定し、当該申請者に通知する。

（申請が複数者から提出された場合の貸出しの決定）

第７条　第４条による借用申請書が、同一期間に複数の者から提出された場合は、申請書提出日の前後にかかわらず、貸出しの対象による優先度を判断することによって市長が決め

る。ただし、貸出しの対象による優先度については、原則として、第２条に定める各号列記の部分において、小さい号に該当する方の優先度が高いものとする。

（運搬及び維持管理）

第８条　貸出期間中における貸出用ＡＥＤの運搬及び維持管理に要する経費は、利用者の負担とする。ただし、貸出期間中、貸出用ＡＥＤを傷病者に対して使用した際に、附属品のパッドを使用した場合、新しいパッドへの更新は、貸出用ＡＥＤの返却後、速やかに、市長の責任及び負担において行う。

（利用者の責務）

第９条　利用者は貸出用ＡＥＤを返還するまでの間において、善良なる管理者の注意を持って管理するほか、貸出用ＡＥＤの使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1)貸出用ＡＥＤは取扱説明書によって適切に使用すること。

(2)貸出用ＡＥＤを処分したり、目的外に使用しないこと。

(3)貸出用ＡＥＤを転貸し、又は譲渡しないこと。

（損害賠償）

第10条　市長は、利用者が、故意又は過失により貸出用ＡＥＤを亡失し、又は破損させた場合には、現品又は市長が相当と認める金額をもって、賠償させることができる。

（返還）

第11条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者から貸出用ＡＥＤを返還させることができる。

(1)利用者が貸出用ＡＥＤを使用しなくなったとき。

(2)市長が必要と認めたとき。

附　則

この要綱は、平成19年2月28日から施行する。

附　則

この要綱は、平成23年2月15日から施行する。

附　則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。